



所得税から町県民税への税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置が設けられました

税源移譲によって、ほとんどの人は、平成19年度分の町県民税が増額となりましたが、平成19年分の所得税が減額となるため、町県民税と所得税をあわせた合計では、負担額が変わらないしくみとなっています。

しかし、退職などにより、平成19年分の所得が大きく下がった場合(所得税がかからない程度の所得になった場合)は、平成19年度分の町県民税だけが増え、それを調整するはずの平成19年分の所得税がかからないために負担増のみが生ずることになってしまいます。このような場合の負担増を調整するため、下記の一定の要件を満たす場合には、平成20年度において平成19年度分の町県民税をさかのぼって減額する経過措置が設けられました。

○対象者 下記の と の両方の条件を満たす方

- ① 平成19年度町県民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く) > 町県民税と所得税との人的控除額の差の合計額
- ② 平成20年度町県民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む) ≤ 町県民税と所得税との人的控除額の差の合計額

*人的控除とは…
配偶者控除、扶養控除などの控除をいいます

○計算方法

平成19年度の町県民税における合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し*調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

*調整控除とは…

(1) 町県民税の課税所得金額が200万円以下の方

イとロのいずれか小さい額の5%を減額する。

イ 人的控除額の差の合計額

ロ 町県民税の課税所得金額

(2) 町県民税の課税所得金額が200万円を超える方

{人的控除額の差の合計額 - (町県民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%を減額

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円を控除する。



○申告方法

「所得変動に係る減額申告書」を平成20年7月1日～7月31日までの間に、平成19年1月1日に在住していた市町村(平成19年度の町県民税を納めた市町村)に提出してください。

なお、平成19年1月1日現在岩美町に在住し、今も引き続き町内に在住されておられる方で、上記の減額措置の対象となる方には、6月下旬頃「所得変動に係る減額申告書」を直接送付しますので、期限までに役場財務課に提出してください。

問い合わせ先 | 財務課 課税係 ☎73-1413

相続税等の路線価等の公開について

国税局では、平成20年分の路線価等について、平成20年7月1日(火)に全国一斉公開する予定です。

ご自宅、全国の国税局・税務署でパソコンにより閲覧できます。

(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)

国税局・税務署では、IT化・ペーパーレス化を進めており、平成20年分からは路線価図等(冊子)を備え付けておりませんので、ご理解願います。



問い合わせ先 | 鳥取税務署 ☎(0857)22-2141